

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク） の設置・運営状況について

1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

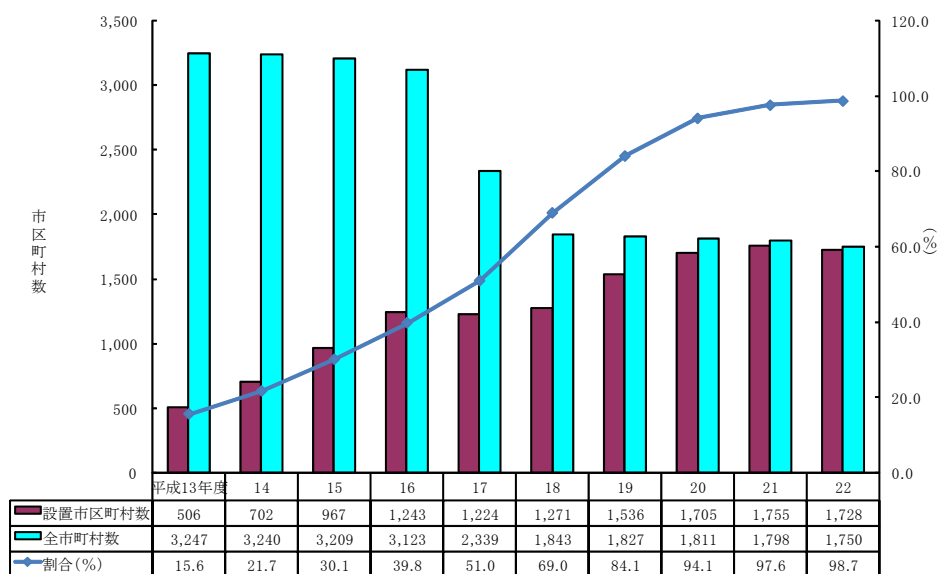
児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,750市区町村のうち1,673か所（95.6%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、55か所（3.1%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,728か所（98.7%）となっている。

表1-1 地域協議会及びネットワークの設置状況 (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
市区町村数	64	209	514	757	184	22	1,750	1,798
地域協議会	数	64	206	507	710	164	22	1,663
	%	100.0%	98.6%	98.6%	93.8%	89.1%	100.0%	95.6%
ネットワーク	数	-	3	6	39	7	-	55
	%	-	1.4%	1.2%	5.2%	3.8%	-	3.1%
合計	数	64	209	513	749	171	22	1,728
	%	100.0%	100.0%	99.8%	98.9%	92.9%	100.0%	98.7%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。
平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成 2 2 年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,743か所(99.6%)、平成 2 3 年度末には1,747か所(99.8%)となる見込みである。

表 1 - 2 地域協議会及びネットワークの設置見込み

(平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

			都道府県					指定都市	合計
			人口30万人以上市区	人口10万人以上30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		
市区町村数			64	209	514	757	184	22	1,750
時 平 成 2 2 年 設 4 月 1 日 数 日	地域協議会	数	64	206	507	710	164	22	1,673
	ネットワーク	数	-	3	6	39	7	-	55
	小 計	数	64	209	513	749	171	22	1,728
		%	100.0%	100.0%	99.8%	98.9%	92.9%	100.0%	98.7%
平 成 2 2 年 度 末 見 込 み	地域協議会	数	64	208	511	730	175	22	1,710
	ネットワーク	数	-	1	3	25	4	-	33
	小 計	数	64	209	514	755	179	22	1,743
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	97.3%	100.0%	99.6%
平 成 2 3 年 度 末 見 込 み	地域協議会	数	64	208	514	742	177	22	1,727
	ネットワーク	数	-	1	-	15	4	-	20
	小 計	数	64	209	514	757	181	22	1,747
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%	100.0%	99.8%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会を設置もしない		数	-	-	-	-	3	-	3
		%	-	-	-	-	1.6%	-	0.2%
合 計		数	64	209	514	757	184	22	1,750
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で87.8%、最高で100.0%となっている。

全体では、80~99%が12道県(25.5%)、100%が35都府県(74.5%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成22年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	172	96.1%	6	3.4%	178	99.4%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
宮城県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	33	94.3%	-	-	33	94.3%
福島県	45	76.3%	11	18.6%	56	94.9%
茨城県	42	95.5%	1	2.3%	43	97.7%
栃木県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
群馬県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
埼玉県	64	100.0%	-	-	64	100.0%
千葉県	48	88.9%	6	11.1%	54	100.0%
東京都	60	96.8%	2	3.2%	62	100.0%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	29	96.7%	-	-	29	96.7%
富山県	14	93.3%	-	-	14	93.3%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	26	96.3%	1	3.7%	27	100.0%
長野県	74	96.1%	1	1.3%	75	97.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	30	85.7%	4	11.4%	34	97.1%
愛知県	56	98.2%	1	1.8%	57	100.0%
三重県	28	96.6%	1	3.4%	29	100.0%
滋賀県	18	94.7%	1	5.3%	19	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	34	87.2%	2	5.1%	36	92.3%
和歌山県	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	19	100.0%	-	-	19	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	13	76.5%	3	17.6%	16	94.1%
愛媛県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	55	91.7%	4	6.7%	59	98.3%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
熊本県	45	100.0%	-	-	45	100.0%
大分県	17	94.4%	1	5.6%	18	100.0%
宮崎県	26	100.0%	-	-	26	100.0%
鹿児島県	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
沖縄県	34	82.9%	2	4.9%	36	87.8%
全国	1,673	95.6%	55	3.1%	1,728	98.7%
(市区町村数 1,750)						
(参考)平成21年	1,663	92.5%	92	5.1%	1,755	97.6%
(市区町村数 1,798)						

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	35 (74.5%)
80%~99%	12 (25.5%)
60%~79%	0 (0.0%)
40%~59%	0 (0.0%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

(1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,126か所(67.3%)、「2層構造」が465か所(27.8%)となっている。

表2 協議会の構造 (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	51	184	406	393	72	1,126	1,073
	%	79.7%	89.3%	80.1%	55.4%	43.9%	90.9%	67.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	4	13	82	287	79	465	488
	%	6.3%	6.3%	16.2%	40.4%	48.2%	-	27.8%
その他	数	9	9	19	30	13	82	102
	%	14.1%	4.4%	3.7%	4.2%	7.9%	9.1%	6.1%
合計	数	64	206	507	710	164	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が898か所(53.7%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が483か所(28.9%)、「地域別に分けて協議する」が136か所(8.1%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
全ての相談種別を 実務者会議として協議する	数	29	114	273	382	92	898	865
	%	45.3%	55.3%	53.8%	53.8%	56.1%	36.4%	53.7%
地域別に分けて協議する	数	16	21	43	37	3	136	145
	%	25.0%	10.2%	8.5%	5.2%	1.8%	72.7%	8.1%
相談内容別に分けて開催する	数	6	34	129	247	64	483	489
	%	9.4%	16.5%	25.4%	34.8%	39.0%	13.6%	28.9%
その他	数	16	55	90	73	10	244	248
	%	25.0%	26.7%	17.8%	10.3%	6.1%	-	14.6%

(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では医師会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成22年4月1日現在)

	都道府県						指定都市	合計		参考 (平成21年4月)		
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	数		%	数	%		
											数	%
地域協議会設置数(平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	100.0%	1,663	100.0%		
行政機関	市町村	児童福祉主管課	58	195	419	394	62	17	1,145	68.4%	1,135	68.3%
		母子保健主管課	52	164	396	326	52	15	1,005	60.1%	1,004	60.4%
		児童福祉・母子保健統合主管課	13	19	76	343	112	7	570	34.1%	591	35.5%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	37	121	366	61	18	17	620	37.1%	627	37.7%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	51	135	233	37	9	16	481	28.8%	506	30.4%
		保健センター	39	127	246	274	49	15	750	44.8%	765	46.0%
		教育委員会	62	204	499	675	148	21	1,609	96.2%	1,606	96.6%
		市設置の保健所	40	18	7	8	5	13	91	5.4%	100	6.0%
		市設置の児童相談所	-	2	2	8	4	22	38	2.3%	40	2.4%
		障害福祉主管課	41	138	243	302	64	8	796	47.6%	762	45.8%
	その他	43	112	189	147	31	17	539	32.2%	567	34.1%	
	国・都道府県	児童相談所	64	205	500	675	151	2	1,597	95.5%	1,587	95.4%
		都道府県設置の保健所	13	175	443	492	90	1	1,214	72.6%	1,211	72.8%
		福祉事務所	1	24	105	432	97	1	660	39.5%	672	40.4%
		警察署	62	203	499	680	146	22	1,612	96.4%	1,606	96.6%
		法務局	46	137	296	239	23	19	760	45.4%	652	39.2%
		家庭裁判所	7	20	10	3	-	10	50	3.0%	55	3.3%
		その他	17	44	77	81	13	5	237	14.2%	233	14.0%
		病院・診療所	33	93	204	347	101	12	790	47.2%	778	46.8%
医療機関・教育機関・福祉施設等	保育所(地域子育て支援センターを含む)	59	187	459	655	146	18	1,524	91.1%	1,493	89.8%	
	幼稚園	60	186	417	441	44	18	1,166	69.7%	1,133	68.1%	
	小学校	58	184	450	658	153	19	1,522	91.0%	1,491	89.7%	
	中学校	56	180	435	634	150	18	1,473	88.0%	1,448	87.1%	
	特別支援学校	16	53	114	78	11	6	278	16.6%	253	15.2%	
	児童館	26	47	112	112	16	6	319	19.1%	305	18.3%	
	乳児院	13	13	20	5	1	10	62	3.7%	60	3.6%	
	児童養護施設	34	76	107	52	2	19	290	17.3%	273	16.4%	
	情緒障害児短期治療施設	1	4	10	6	-	3	24	1.4%	17	1.0%	
	児童自立支援施設	1	3	5	6	1	5	21	1.3%	23	1.4%	
	児童家庭支援センター	7	25	52	38	6	6	134	8.0%	114	6.9%	
	福祉施設等	障害児施設	6	20	39	35	3	8	111	6.6%	102	6.1%
	配偶者暴力相談支援センター	11	24	40	17	1	6	99	5.9%	90	5.4%	
その他	22	42	69	86	11	10	240	14.3%	227	13.7%		
関係団体等	医師会	63	193	436	303	24	21	1,040	62.2%	1,037	62.4%	
	歯科医師会	33	110	149	77	5	17	391	23.4%	372	22.4%	
	看護協会	4	7	7	-	1	1	20	1.2%	22	1.3%	
	弁護士会	22	35	35	4	4	18	118	7.1%	114	6.9%	
	社会福祉協議会	38	127	266	386	90	10	917	54.8%	906	54.5%	
	民生児童委員協議会	64	199	486	643	139	22	1,553	92.8%	1,529	91.9%	
	NPO団体	19	45	60	35	5	17	181	10.8%	181	10.9%	
	里親会	5	5	17	7	1	6	41	2.5%	37	2.2%	
その他	42	105	231	187	34	19	618	36.9%	604	36.3%		

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が926か所(55.3%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所(26.2%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が133か所(7.9%)となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の指定

(平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
児童福祉主管課	数	43	155	331	344	44	9	926	907
	%	67.2%	75.2%	65.3%	48.5%	26.8%	40.9%	55.3%	54.5%
母子保健主管課	数	-	2	3	21	7	-	33	27
	%	-	1.0%	0.6%	3.0%	4.3%	-	2.0%	1.6%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	7	7	38	285	94	5	436	436
	%	10.9%	3.4%	7.5%	40.1%	57.3%	22.7%	26.1%	26.2%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	13	28	89	1	1	1	133	129
	%	20.3%	13.6%	17.6%	0.1%	0.6%	4.5%	7.9%	7.8%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	21	2	2	1	28	32
	%	-	1.0%	4.1%	0.3%	1.2%	4.5%	1.7%	1.9%
保健センター	数	-	-	1	7	2	-	10	14
	%	-	-	0.2%	1.0%	1.2%	-	0.6%	0.8%
教育委員会	数	-	3	17	28	8	-	56	48
	%	-	1.5%	3.4%	3.9%	4.9%	-	3.3%	2.9%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	2	-	3	6	9
	%	-	-	0.2%	0.3%	-	13.6%	0.4%	0.5%
障害福祉主管課	数	-	1	1	6	1	-	9	7
	%	-	0.5%	0.2%	0.8%	0.6%	-	0.5%	0.4%
その他	数	1	8	5	14	4	3	35	53
	%	1.6%	3.9%	1.0%	2.0%	2.4%	13.6%	2.1%	3.2%
合計	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で5,223名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(～)は2,812名(53.8%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(～)」は803名(15.4%)となっている。

表6-1 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (、又はに該当する者を除く。)	数	90	179	155	63	10	46	543	489
	%	21.2%	19.9%	10.0%	3.9%	3.1%	11.7%	10.4%	9.9%
医師	数	-	-	1	1	-	-	2	3
	%	-	-	0.1%	0.1%	-	-	0.0%	0.1%
社会福祉士	数	40	75	56	22	5	20	218	174
	%	9.4%	8.3%	3.6%	1.4%	1.5%	5.1%	4.2%	3.5%
精神保健福祉士	数	1	13	12	10	1	3	40	33
	%	0.2%	1.4%	0.8%	0.6%	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
小計(～の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	数	131	267	224	96	16	69	803	669
	%	30.9%	29.6%	14.5%	5.9%	4.9%	17.5%	15.4%	14.2%
保健師・助産師・看護師 (に該当する者を除く。)	数	44	90	108	285	102	82	711	682
	%	10.4%	10.0%	7.0%	17.5%	31.3%	20.8%	13.6%	13.8%
教員免許を有する者 (に該当する者を除く。)	数	63	122	275	69	6	15	550	464
	%	14.9%	13.5%	17.7%	4.2%	1.8%	3.8%	10.5%	9.4%
保育士 (に該当する者を除く。)	数	55	93	143	100	20	21	432	420
	%	13.0%	10.3%	9.2%	6.1%	6.1%	5.3%	8.3%	8.5%
からに該当しない 社会福祉主事	数	30	81	128	40	7	30	316	323
	%	7.1%	9.0%	8.3%	2.5%	2.1%	7.6%	6.1%	6.5%
小計(～の計)	数	323	653	878	590	151	217	2,812	2,588
	%	76.2%	72.5%	56.6%	36.2%	46.3%	55.1%	53.8%	52.4%
からに該当しない 一般事務職	数	75	194	594	1,018	174	159	2,214	2,133
	%	17.7%	21.5%	38.3%	62.5%	53.4%	40.4%	42.4%	43.2%
その他	数	26	54	78	20	1	18	197	217
	%	6.1%	6.0%	5.0%	1.2%	0.3%	4.6%	3.8%	4.4%
合計	数	424	901	1,550	1,628	326	394	5,223	4,938
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が4,057名(77.7%)、正規職員以外が1,166名(22.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,964名(37.6%)、他の業務と兼任が3,259名(62.4%)となっている。

表6-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成22年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)		64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
担当職員数		数	424	901	1,550	1,628	326	394	5,223	4,938
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	279	601	1,014	1,538	304	321	4,057	3,887
		%	65.8%	66.7%	65.4%	94.5%	93.3%	81.5%	77.7%	78.7%
	正規職員以外	数	145	300	536	90	22	73	1,166	1,051
		%	34.2%	33.3%	34.6%	5.5%	6.7%	18.5%	22.3%	21.3%
専任・兼任の状況	専任	数	324	516	616	187	20	301	1,964	1,914
		%	76.4%	57.3%	39.7%	11.5%	6.1%	76.4%	37.6%	38.8%
	兼任	数	100	385	934	1,441	306	93	3,259	3,024
		%	23.6%	42.7%	60.3%	88.5%	93.9%	23.6%	62.4%	61.2%

4 . 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成 2 1 年度における代表者会議の設置は 1 , 2 2 2 か所、実務者会議の設置が 1 , 1 2 7 か所、個別ケース検討会議の設置が 1 , 4 0 2 か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が 1 . 2 7 回、実務者会議が 6 . 1 0 回、個別ケース検討会議が 2 0 . 8 8 回となっている。

なお、個別ケース検討会議における 1 ケースあたりの平均検討回数は 2 . 1 2 回となっている。

表 7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成 2 1 年度)

		都道府県					指定都市	合計	参考 (平成20年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
代表者 会議	平成 2 1 年度設置数 (a)	61	195	442	429	73	22	1,222	1,248
	開催実績数 (b)	回 96	254	531	488	81	103	1,553	1,568
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回 1.57	1.30	1.20	1.14	1.11	4.68	1.27	1.26
実務者 会議	平成 2 1 年度設置数 (d)	61	188	410	382	66	20	1,127	1,069
	開催実績数 (e)	回 617	1,516	2,295	1,400	145	900	6,873	6,477
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回 10.11	8.06	5.60	3.66	2.20	45.00	6.10	6.06
個別ケ ース 検討 会議	平成 2 1 年度 個別ケース検討会議設置数 (g)	63	203	485	555	78	18	1,402	1,379
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回 4,533	8,604	9,423	4,114	734	1,865	29,273	26,918
	平成 2 1 年度ケース案件数 (i)	人 7,259	8,789	11,729	4,414	455	3,651	36,297	31,663
	平成 2 1 年度延べケース数 (j)	人 12,120	21,361	27,338	8,187	1,891	5,884	76,781	78,560
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回 71.95	42.38	19.43	7.41	9.41	103.61	20.88	19.52
1 ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回 1.67	2.43	2.33	1.85	4.16	1.61	2.12	2.48	

(2) ケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で112,157件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が80,179件(71.5%)、要支援ケース登録数が31,103件(27.7%)、特定妊婦ケースの登録数が875件(0.8%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が53,232件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの登録数 (平成22年6月末日時点)

	都道府県						指定都市	合計	参考 (平成21年6月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
要保護児童ケース	数	13,057	24,246	22,521	6,174	368	13,813	80,179	75,378
	%	83.0%	69.2%	72.6%	67.8%	67.8%	66.7%	71.5%	74.4%
1地域協議会あたりの 要保護児童ケース登録数	数	204.0	117.7	44.4	8.7	2.2	627.9	47.9	45.3
うち児童虐待	数	10,197	16,030	12,278	4,104	170	10,453	53,232	48,128
	%	64.8%	45.7%	39.6%	45.0%	31.3%	50.5%	47.5%	47.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	159.3	77.8	24.2	5.8	1.0	475.1	31.8	28.9
うち非行	数	114	519	653	162	9	174	1,631	1,355
	%	0.7%	1.5%	2.1%	1.8%	1.7%	0.8%	1.5%	1.3%
1地域協議会あたりの 非行ケース登録数	数	1.8	2.5	1.3	0.2	0.1	7.9	1.0	0.8
うち不登校・いじめ	数	319	1,038	1,474	420	48	599	3,898	3,853
	%	2.0%	3.0%	4.8%	4.6%	8.8%	2.9%	3.5%	3.8%
1地域協議会あたりの 不登校・いじめケース登録数	数	5.0	5.0	2.9	0.6	0.3	27.2	2.3	2.3
その他	数	2,427	6,659	8,116	1,488	141	2,587	21,418	22,042
	%	15.4%	19.0%	26.2%	16.3%	26.0%	12.5%	19.1%	21.8%
1地域協議会あたりの その他ケース登録数	数	37.9	32.3	16.0	2.1	0.9	117.6	12.8	13.3
要支援ケース	数	2,624	10,545	8,112	2,860	167	6,795	31,103	24,946
	%	16.7%	30.1%	26.2%	31.4%	30.8%	32.8%	27.7%	24.6%
1地域協議会あたりの 要支援ケース登録数	数	41.0	51.2	16.0	4.0	1.0	308.9	18.6	15.0
特定妊婦ケース	数	57	258	373	76	8	103	875	994
	%	0.4%	0.7%	1.2%	0.8%	1.5%	0.5%	0.8%	1.0%
1地域協議会あたりの 特定妊婦ケース登録数	数	0.9	1.3	0.7	0.1	0.0	4.7	0.5	0.6
合 計	数	15,738	35,049	31,006	9,110	543	20,711	112,157	101,318
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,238か所(74.0%)で作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
作成している	数	61	188	434	460	76	19	1,238	1,159
	%	95.3%	91.3%	85.6%	64.8%	46.3%	86.4%	74.0%	69.7%
作成していない	数	3	18	73	250	88	3	435	504
	%	4.7%	8.7%	14.4%	35.2%	53.7%	13.6%	26.0%	30.3%
合計	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が328か所(19.6%)、「4～6か月以内に1回」が176か所(10.5%)、「6か月以上に1回」が53か所(3.2%)となっている。また、「必要に応じて随時」が631か所(37.7%)となっている。

表8-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数	61	188	434	460	76	19	1,238	1,159	
3か月に1回	数	31	80	128	69	8	12	328	305
	%	48.4%	38.8%	25.2%	9.7%	4.9%	54.5%	19.6%	18.3%
4～6か月に1回	数	10	28	78	52	5	3	176	175
	%	15.6%	13.6%	15.4%	7.3%	3.0%	13.6%	10.5%	10.5%
6か月以上に1回	数	0	7	17	26	2	1	53	51
	%	0.0%	3.4%	3.4%	3.7%	1.2%	4.5%	3.2%	3.1%
小計	数	41	115	223	147	15	16	557	531
	%	64.1%	55.8%	44.0%	20.7%	9.1%	72.7%	33.3%	31.9%
必要に応じて随時	数	18	58	199	296	57	3	631	594
	%	28.1%	28.2%	39.3%	41.7%	34.8%	13.6%	37.7%	35.7%
その他	数	2	15	12	17	4	0	50	34
	%	3.1%	7.3%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%	3.0%	2.0%
合計	数	61	188	434	460	76	19	1,238	1,159
	%	95.3%	91.3%	85.6%	64.8%	46.3%	86.4%	74.0%	69.7%

(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は321か所(19.2%)、「基準なし」は1,352か所(80.8%)となっている。

表8-4 ケースの終結

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
基準あり	数	34	75	133	68	5	6	321	341
	%	53.1%	36.4%	26.2%	9.6%	3.0%	27.3%	19.2%	20.5%
基準なし	数	30	131	374	642	159	16	1,352	1,322
	%	46.9%	63.6%	73.8%	90.4%	97.0%	72.7%	80.8%	79.5%
合計	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%